

オケージョナル・ペーパー No. 7

わが国における外国人の国籍別出生率について

2001年8月

法政大学

日本統計研究所

わが国における外国人の国籍別出生率について

森 博美(法政大学経済学部)

はじめに

厚生省人口問題研究所(現国立社会保障・人口問題研究所)が平成9年に平成7年「国勢調査」ならびに同年の「人口動態統計」の確定値に基づいて行った日本の将来人口推計〔人口問題研究所 1997〕によれば、長期的に合計特殊出生率が1.61の水準で推移するという「中位推計」では、日本の総人口が2007年の127,782,000人をピークにその後は減少に転じ、2050年には100,496,000となることが予測されている。これは、人口規模そのものとしては、1967年のレベルにほぼ相当する。

他方でわが国では世界のどの国もこれまで経験したことのないテンポで人口の高齢化が進展している。仮にこの中位推計に近い形で人口が推移して行くとするなら、1960年代半ばに6.3%に過ぎなかった65歳以上人口(これを15～64歳の生産年齢人口で除した老年人口指数は9.2%)は、2050年には32.3%(同じく老年人口指数は59.1%)に達する。これは、1人の老年人口に対して僅か1.69人の生産年齢人口が対応していることを意味するもので、高度成長期1960年当時の11.26人はもとより、1995年時点での4.79人と比較してもそのおよそ1/3に過ぎない。

このようなわが国で予想されている将来人口の年齢構成における質的な変化は、そのテンポそれ自体の中に近い将来の深刻な社会問題発生 of 契機を内包している。すなわち、中位推計の算出結果によれば、早くも2010年には老年人口に対する生産年齢人口の比率は2.89となり、第一次ベビーブーム世代が老年人口に達する2017年には2.29にまで急落する。このことからわかるように、数十年という中期的タイムスパンの中でそれが進行するのではなく、極めて短期間のうちに50年後に予想されている状態に近いものが早くも現実のものとなってしまう。

このような人口構成の質的なしきも急激な変化は、単なる人口現象に止まらない。それは、一方で労働力人口の激減による経済成長の減速効果並びに年金や医療保険といった社会保険歳入の減少、他方で高齢人口の増加は年金や医療費等の歳出における顕著な増加をもたらす。このような中で、保険料率の引上げや年金支給開始年齢の繰り延べといった政策的対応が部分的には取られてきてはいる。とはいえ、このような将来人口予測は、負担や便益の供与を中長期的に世代間でどのように調整すべきであるかについての合意形成を国民の間でどのように行うかという深刻かつ緊要な政策課題にわが国が直面していることを示している。

ところで、1980年代後半から現在に至るここ十年余りの間にわが国で新たに進行しつつある社会経済現象として、在留する外国人の急増がある。これは、その端緒においては、上述した

ようなわが国における人口構成の変化とは相対的に独自の要因によって規定されていた。わが国は、世界のグローバル化の下で、一方では特定の業種に存在する未充足求人という pull 要因、他方では近隣のアジア諸国における過剰人口の存在と円高により加速された国内外の所得格差という push 要因によって、他の工業諸国に遅れて就労を目的とする経済的な国際人口移動の受入国のひとつとして名を連ねることになった。戦前、戦中期から在留する在日外国人と80年代以降に合法的あるいは非合法的入国経路を経てわが国に在留することになったいわゆるニューカマーを合わせれば、現在 200 万人近い外国人がすでにわが国に在留しているものと考えられる。

これは、すでに人口の 1 割前後を外国籍保有者が占めているドイツやフランスなどには遥かに及ばないレベルではあるが、現在、人口の急速な高齢化の進展と絡んで、外国人へのわが国の労働市場の開放の是非をめぐってわが国では新たな論議の展開が見られる。人口構成のひずみを外国人労働者の輸入により部分的に調整し、年金、医療保険等の社会保険財政の維持を図るという主張、また、近い将来急増すると予想される介護労働の担い手の有力な人的資源として外国人労働者を位置づけるというのがそれである。

このようにわが国に在留する外国人については、新たな社会的あるいは政策的観点からその存在並びに今後の動向がクローズアップされてきている。しかしこれまでその人口規模が比較的小さく、必ずしも十分な統計資料が系統的に整備されてこなかったこともあり、わが国における外国人の人口動態に関する既存の統計に基づく分析はあまり行われてこなかった^(注1)。

本稿で取り上げるわが国における外国籍女性の国籍別出生率は、まず日本人あるいは各国籍の間の出生率の相互比較だけでなく、本国女性と移民女性における出生率の異同の比較を通して、出生行動に対する移住の影響についての評価を行うという点でも興味あるデータを提供するものと考えられる。

わが国における外国人の国籍別の出生率の評価は、単なる学問的な関心事に止まらず、将来的には人口推計の精度を高める上で有効なデータを提供しうると考えられる。すなわち、出生率は、生残率や国際移動の動向と並び、女兒の出生率を示す総再生産率 (Gross Reproduction Rate: GRR)、さらには女兒の再生産年齢までの生残率で調整した純再生産率 (Net Reproduction Rate: NRR) を媒介して長期的な推計人口の動向を規定する。

冒頭に引用したわが国の公式推計は、合計特殊出生率 (Total Fertility Rate 以下、TFR と略称) が長期的に 1.61(中位推計)、1.85(高位推計)、1.38(低位推計)の水準で推移することを仮定して作成されており、人口推計においては現実の出生率の動向をどのように見極めるかということが大きな意味を持つ。

周知のようにわが国では、「人口動態統計」による出生数を原データとして TFR が算定、公表されている。なお「人口動態統計」のデータについては、その利用に当たって次の点に留意が必要である。すなわち、基本的に「日本において発生した日本人に関する事象を集計したもの」であり、「日本人の外国におけるもの及び外国人の日本におけるもの」(平成 11 年上巻 38

頁)さらには当該年の結果報告の取り纏め時点までに報告されなかった件数が含まれていない点がそれである。

このように、わが国の TFR が日本における日本人の出生数を原データとして算定されていることから、仮に日本人と外国籍の女性の出生率に有意な差があるとした場合、今後、在留する外国人人口がさらに拡大することになれば、これまでのような方法で算定される TFR と現実の出生率との間には多少なりともズレが生じることになる。世界がグローバル化する中で、今後、わが国に在留する外国人人口が拡大することが予想される。そのような中で将来人口に対する外国人の出生の影響を適正に評価するためにも、国籍別に出生率の程度に応じていくつかのグループに区分し、その再生産率へのインパクトについても考慮することが必要であるように思われる。

さらにこのことと関連して、本稿で試みる国籍別の出生率の算定は、そのより精度の高い評価にとって既存の統計のどのような部分に利用上の制約が存在し、それらに対して一体どのような改善の方向がありうるかという将来の統計整備についての示唆も提供しうるものと期待される。

I 日本における外国人の出生とその統計上の取り扱い

日本における外国人の出生をわが国で出生し日本国籍以外の国籍を保有することになる子供の出生として捉えた場合、(1)父親が外国籍で母親が日本人、(2)母親が外国籍で父親が日本人、そして(3)両親とも外国籍という3つのケースが考えられる。昭和60年から施行されたわが国の改正「国籍法」(昭和25年法律第147号)は、第2条一項で出生による国籍取得の要件として、「出生の時に父又は母が日本国民である」ことを求めていることから、上記(1)あるいは(2)の中には、出生した子供が日本人(日本国籍保有者)となるケースが含まれる^(注2)。このため、「人口動態統計」の出生データから外国籍の子供の出生数を特定することはできない。

ところで本稿では、わが国に在留する外国籍女性の出生率の国籍別比較、さらには日本人女性との比較などを主たる課題としている。このため今回の関心の中心はあくまでも外国籍女性の出生率であることから、配偶者が日本人である場合も含めて、出生者の父親の国籍、さらには出生した子供が結果的にどのような国籍を持つことになるかはここでの関心の対象とはならない。

わが国で外国籍保有者が関わる出生事象に最も包括的な統計情報を提供するのが、厚生労働省の「人口動態統計」である。ちなみに、平成 11 年版「人口動態統計」には次のような出生に関する集計結果表が収録されている。

[上巻]

[父母の国籍別にみた出生]

表 4.32 父母の国籍別にみた年次別出生数及び百分率

表 4.33 父母の国籍別にみた都道府県(13 大都市再掲)別出生数

表 4.34 父母の国籍別にみた都道府県(13 大都市再掲)別出生数百分率

[中巻]

[日本における外国人—出生—]

第1表 嫡出出生数、父の国籍・母の国籍別

第2表 出生数、性・出生月・母の国籍別

第3表 嫡出出生数、父の国籍・都道府県(13 大都市再掲)別

第4表 出生数、母の国籍・都道府県(13 大都市再掲)別

第5表 出生数、母の平均年齢;母の国籍・母の年齢(5歳階級)別

[前年以前の日本における外国人]

第1表 出生数

報告書に収録公表されるこういった結果表に加え、次のような結果表についても統計を所管する厚生労働省に保管され、閲覧提供されている。

[保管統計表]

[出生]

第 15 表 日本における父外国人・母日本人の嫡出出生数、性・父の国籍・都道府県(13 大都市再掲)別

第 16 表 日本における父外国人・母日本人の嫡出出生数、性・出生月・父の国籍別

第 17 表 日本における父日本人・母外国人の嫡出出生数、性・母の国籍・都道府県(13 大都市再掲)別

第 18 表 日本における父日本人・母外国人の嫡出出生数、性・出生月・母の国籍別

[日本における外国人—出生—]

第1表 出生数、出生の場所・母の国籍別

第2表 出生数;平均体重・母の国籍別

保管統計表も含め一般に提供されている「人口動態統計」の結果表の中で、本稿が課題とするわが国における外国籍女性による出生に関連したものとしては、外国籍保有者を両親に持つ子供の出生に関する[中巻]と[保管統計表]の[日本における外国人—出生—]の各表ならびに[上巻]の該当個所それに[保管統計表]の(出生)第 17、18 表がある。なお、すでに指摘したように、日本人を父親に持つ子供の場合、その多くが日本国籍を保有するものと思われる。

そこで以下に、「人口動態統計」が与えるこれら出生に関するデータに基づき、わが国における外国籍女性の出生指標について試算を行ってみよう。

II 母親の国籍別総出生率(GFR)の試算

2.1 1995年データによる分析

2.1.1. 出生数データ

表1は、1995年1年間に外国籍女性を母親として出生した子供の数を父親の国籍別に示したものである。

表1 外国籍の母親による出生状況

		(1995年)									
父の国籍 母の国籍	総数	韓国・ 朝鮮	中国	フィリ ピン	タイ	英国	米国	ブラジ ル	ペルー	その他 の外国	日本
総数	22,177	3,704	1,950	96	25	67	230	1,312	440	982	13,371
韓国,朝鮮	7,215	3,650	10			1	16	2		17	3,519
中国	4,219	16	1,919	1		7	13	1		18	2,244
フィリピン	5,649	29	4	93		2	9	6	3	15	5,488
タイ	885	3			25		2	3		1	851
英国	112		2			40	4			11	55
米国	367	1	4			4	163	1	1	15	178
ブラジル	1,706	1		1		1		1,272	9	16	406
ペルー	560		1				1	20	420	13	105
その他の外国	1,464	4	10	1		12	22	7	7	876	525

厚生省「人口動態統計」(平成7年版)より作成。

わが国の法令では、「戸籍法」が第49条で国内での出生に関して、父又は母が外国人である場合についても、国籍とともに14日以内の届出を課している。また、「外国人登録法」で新規登録を規定した第3条は、「出生事由が生じた日から60日以内」に居住地の市町村での登録申請を行うことを課している。届出を受けた市区町村では、届書の記載に基づき人口動態調査出生票を作成し、出生票を地区を管轄する保健所に送付する。なお「人口動態調査令施行細則」によれば、前月15日から当月14日までに提出された調査票を毎月25日までに都道府県に提出し、都道府県では翌月5日までにこの統計を所管する厚生労働省に提出しなければならないことになっている。このことは、出生後14日以内の報告については最長でも5週間以内に、また「外国人登録法」による出生についても最長10週間以内に本省に調査票が届けられることを意味する。

同時にこの細則には、保健所に市区町村から提出された前々月以前の出生届出分についても同時に都道府県に送付しなければならないという規定が設けられており(第3条)、「戸籍法」等による提出期限切れの出生届についても、いわゆる遅滞届出として本省に提出される。わが国における外国人の出生についてのこの遅滞届出をまとめたのが「人口動態統計」[中巻]の[前年以前の日本における外国人]における<第1表 出生数>であり、そこには当該年

に受け付けられたそれ以前の各年に発生していた「日本における外国人の出生数」が追加的に記録されている。なお、これは出生者本人が外国籍となったケースを国籍別に集計したものである。このため、両親とも外国籍である場合だけでなく、父親あるいは母親の一方が日本人で子供を外国人として登録を行ったケースも含まれる。従って、既存の集計表からは父母のいずれが子供と同じ国籍を保有しているかを判別することはできない。

表2は、1995年の外国籍の出生者のうち、1996年から99年までに届出られた遅滞報告をまとめたものである。

表2 1995年に出生した日本における外国人出生数の遅滞届出

届出年	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
1996年	201	15	15	84	58	1	1	5	9	13
1997年	124	13	2	66	36				3	4
1998年	74	4	3	44	18				3	2
1999年	56	4	1	39	8		1		2	1
計	455	36	21	233	120	1	2	5	17	20

厚生省「人口動態統計」(平成8～11年版)より作成。

これによれば、1年遅れで提出された出生の届出201件は、外国籍の母親からの出生数の約0.9%(両親とも外国籍の場合の出生数の2.3%)に上る。報告数は年次を経るごとに一般に減少する傾向にあるものの、1995年については4年を経過してもなお50件以上の届出がなされている。またこの遅滞届出については、国籍別にも顕著な特徴が認められ、英国や米国籍の出生者については遅滞届出がほとんどなく、当該年の数値はほぼ確定値に近い値であるといえる。これに対し、フィリピンやタイ国籍の出生者についてはかなりの数の遅滞届出が常態となっており、長期間を経過しても届出数はなかなか減少しない。フィリピンについては、この間の遅滞届出だけで集計期限に間に合った出生件数の4.2%、またタイについては13.5%に達しており、出生率の分析にはこのような遅滞届出による件数を無視することができない。なお、付いすれば、「人口動態統計」では毎年刊行される報告書に収録される集計結果表が最終の確定数とされており、その後の遅滞届出による報告数も加えた遡及集計はその後も行われない。

「人口動態統計」によれば、経験的に遅滞届出が完全に収束するまでには6～7年必要とされる。他方で出生率の算定に当っては、出生数を除する分母にあたる再生産年齢にある外国籍の女性の母集団規模がより大きいできるだけ最近の年次が望ましい。このような事情もあり、今回、分析の端緒として、現時点で「人口動態統計」で入手可能な1999年データではなく、外国人登録による人口データさらには国勢調査データが利用可能な1995年をとりあげることにする。

上に見たように、日本における外国人出生に関わる遅滞届出データには、日本人を父親とする出生者もその中に含まれると考えられる。しかし以下の分析では、便宜的に両親と出生者

が同一の国籍を持つと仮定することで 1995 年の出生データを構成することにした。表3は、その結果を示したものである。

表3 父親と母親の国籍別出生数

		(1995年)									
父の国籍 母の国籍	総数	韓国・ 朝鮮	中国	フィリ ピン	タイ	英国	米国	ブラジ ル	ペルー	その他 の外国	日本
韓国,朝鮮	7,251	3,686	10			1	16	2		17	3,519
中国	4,240	16	1,940	1		7	13	1		18	2,244
フィリピン	5,882	29	4	326		2	9	6	3	15	5,488
タイ	1,005	3			145		2	3		1	851
英国	113		2			41	4			11	55
米国	369	1	4			4	165	1	1	15	178
ブラジル	1,711	1		1		1		1,277	9	16	406
ペルー	577		1				1	20	437	13	105
その他の外国	1,484	4	10	1		12	22	7	7	896	525

(注) 遅滞届出による出生を同国籍の父母における出生とみなした出生状況
厚生省「人口動態統計」(平成7～11年版)より作成。

2.2.2. 再生産年齢人口データ

総出生率 (General Fertility Rate: GFR) は

$$GFR = \frac{\text{1年間の出生数}}{\text{再生産年齢女子人口}} \times 1,000$$

によって定義される。ただし、再生産年齢としては、一般には 15～49 歳が採用されている。

わが国における 1995 年の外国人女性の再生産年齢人口を与える統計として、国勢調査による人口と外国人登録統計人口とがある。前者は同年 10 月 1 日現在で、後者は 12 月 31 日現在で把握されたものである。国勢調査では、非登録在留者を含め、調査時において3ヶ月以上わが国に居住している者あるいは居住予定の者が把握の対象とされることから、外国人登録統計に比べより広範囲の者をカバーしている。しかしながら、在留期限の失効した者あるいはわが国の「入管法」、が課す所定の手続きを経ずして入国・在留している外国人の中には国勢調査を忌避する者が少なくないものと考えられる。他方、指定統計における申告者の秘密保護の関係上、申告者のプライバシーが保護されることから、非登録の外国人の中にも国勢調査に回答する者もいる。

表4は、これらの統計が把握したわが国における外国人女性の再生産年齢人口を国籍別に示したものである。

表4 わが国における国籍別女性再生産年齢人口

(1995年)

	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
国勢調査(A)	405,598	169,656	74,484	50,940	12,410	2,681	10,008	46,467	9,101	29,851
登録統計(B)	487,991	202,934	94,171	60,064	10,858	4,013	11,665	60,259	12,046	31,981
A/B(%)	83.1	83.6	79.1	84.8	114.3	66.8	85.8	77.1	75.6	93.3

総務庁統計局「平成7年国勢調査報告」第2巻、法務省「在留外国人統計」(平成8年版)より作成。

この比較結果からも明らかなように、両統計の計数の間には3ヶ月という把握時点のタイムラグだけでは説明できないほどの差が見られる。虚偽の登録による登録件数ということが考え難いことから、これらの計数の差は、主に国勢調査における過少把握によるものと考えられる。この中で唯一例外的なのはタイで、国勢調査による把握人口が登録人口を15%近くも上回っている。なお、同国のデータについてより詳しく年齢階級別に点検してみると、40～44歳で同一数を示しているだけで他の全ての年齢階級について登録人口の方が国勢調査人口よりも少なくなっている。このことは、タイの場合、他の国籍の外国人に比べ非登録者がかなりの規模で存在することを暗示するものといえよう。

このような比較結果から、今回、GFRの算出にあたっては、現実に存在する外国人人口との乖離がより小さいデータとしてタイを除く諸国籍(総数を含む)については登録人口を、一方タイについては国勢調査によって把握された女子再生産年齢人口を用いることにする。

2.2.3. 総出生率(GFR)

以上の準備作業を経て、1995年についてわが国における外国人の国籍別のGFRを算出したものが表5である。

表5 わが国における国籍別総出生率

(1995年)

	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
出生数(A)	22,632	7,251	4,240	5,882	1,005	113	369	1,711	577	1,484
再生産年齢人口(B)	487,991	202,934	94,171	60,064	12,410	4,013	11,665	60,259	12,046	31,981
A/B(1,000)	46.4	35.7	45.0	97.9	81.0	28.2	31.6	28.4	47.9	46.4

この算出結果から、今回、比較の対象とした諸国籍について、母親のGFRの高さによってほぼ3つのグループに区分できることがわかる。(1)高位グループ:フィリピン、タイ、(2)中位グループ:ペルー、その他の外国、中国、(3)低位グループ:米国、ブラジル、英国、がそれである。なお、韓国・朝鮮は総出生率の高さの点で、中位グループと低位グループのほぼ中間に位置する。また、外国籍女性全体の総出生率の平均は、ほぼ中位グループのそれに一致することがわかる。

フィリピン、タイについては再生産年齢人口の把握の面で他の国籍の女性に比して過少評価の程度がより大きいものと推察される。しかし他方で遅滞届出も完全に収束しておらず、今後数年間にわたりフィリピンについては30～40件のまたタイについても20件前後の届出があるものと予想される。仮にフィリピンについて今後30件の遅滞届出があった場合、総出生率は98.4へと0.5ポイントだけ上昇することになる。このような事情を考え合わせるなら、両国籍の女性の総出生率がここで取り上げた他の諸国籍のそれに比べ有意に高いという所見はかなり現実的なものであるように思われる。

2.2.4 プールデータからのGFRの試算

わが国における外国籍女性における出生件数は1995年でもなお2万件をやや超える程度である。このため、ここで算出した国籍別の総出生率も必ずしも安定的な数値とはいえない。そこで、近接した年次のデータをプールしてより安定的な国籍別の総出生率を求めることができるものと思われる。今回は1994年と1995年データだけをプールすることにした。これは、1993年以前については再生産年齢人口を与える登録データが隔年でしか利用できず、他方1996年以降については今後予想される遅滞届出の影響に配慮したことによる。

試算にあたって、タイを除く各国籍の再生産人口については、両年の登録統計による人口を用いた。1994年のタイの再生産人口については、便宜的に同年の登録人口を1995年の国勢調査と登録統計人口の比率を用いた推計値により代用することにした。このようにして算定したプールデータによる母親の国籍別のGFRを示したのが表6である。

表6 1994-95年プールデータによるわが国における国籍別総出生率

	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
出生数(A)	45,695	15,240	8,425	11,647	1,934	270	806	3,260	1,035	3,080
再生産年齢人口(B)	981,459	410,438	185,070	132,214	23,402	8,120	23,592	115,472	23,799	62,279
A/B(1,000)	46.6	37.1	45.5	88.1	82.6	33.3	34.2	28.2	43.5	49.5

1995年の単年分データとプールデータによるGFRの算出結果を比較してみると、フィリピンが9.8ポイント、ペルーが4.4ポイントほどプールデータにおいて値を下げている。これに対して、英国の場合には5.1ポイントまた米国も2.6ポイントほどそれぞれ高いGFRがプールデータからは得られた。しかし、こういった結果数字の変化も、単年データに基づくGFRについて国籍を3つのグループ分けを行ったその基本的枠組みの変更を求めるようなものではない。

以上のような母親の国籍による総出生率の差異は、わが国における外国籍の女性における出生力にかなりの国籍別の違いが存在することを暗示するものである。なお、隣接する複数年の出生、再生産年齢人口データのプーリングによるより安定的な国籍別の総出生率の算定に

については、今後、別な機会に、遅滞届出が十分に収束した適当な時点で再度推計を試みてみることにしたい。

III 母親の国籍別合計特殊出生率(TFR)の試算

3.1 TFR 算出に当たりのデータ制約及び算出方法

GFR による国籍別比較は、あくまでもわが国における外国籍女性の出生率比較への第一次接近であり、再生産年齢人口の分布が等しい限りではじめて現実的な意味を持つ。ところで「人口動態統計」中巻は、わが国における外国人の出生(両親共に外国籍の場合)に関わる母親の年齢階層別出生数と併せて母親の平均年齢を掲げている。1995 年データを例にとれば、それぞれの平均値は、韓国・朝鮮(30.2 歳)、中国(30.1 歳)、フィリピン(27.6 歳)、タイ(27.6 歳)、英国(31.8 歳)、米国(32.2 歳)、ブラジル(27.0 歳)、ペルー(27.9 歳)、その他の外国(28.7 歳)そして全体の平均年齢は 29.2 歳となっている。これは、日本人を配偶者に持つ外国籍女性の年齢分布までもをカバーしたものではないが、外国籍の母親の年齢分布の国籍間の違いを暗示するものといえる。このように、再生産年齢人口の分布の形状が異なる場合、出生力の比較の指標として、一般には TFR が用いられる。

x 歳の女性における出生率を $f(x)$ とすると、TFRは、

$$TFR = \sum_{15}^{49} f(x)$$

で与えられる。

ところで、「人口動態統計」の母親の国籍・年齢別出生データは、それから国籍別の TFR を算定する上でいくつかの制約を持っている。まず第 1 に、配偶者も外国籍の場合の母親の国籍別出生数は 5 歳階級区分に従ったものであり、各歳別の出生数は与えられていない。第 2 に、日本人を配偶者に持つ外国籍の母親からの出生数はこれに含まれていない。第 3 に、遅滞届出の出生データについての母親の年齢分布に関する情報は得られていない。第 4 に、年齢階級区分として 1995 年以降の報告書では 14 歳以下と 15～19 歳が区別されているが、それ以前の報告書ではこれらの年齢階級については 19 歳以下として一括されていた。このため、1995 年以前のデータについては、14 歳以下と 15～19 歳の年齢階層の母親における出生とを区別することができない。第 5 に、報告件数の中には、母親の年齢が不詳となっているものも若干含まれる。

出生数データがこのような制約を持つことから、本稿では TFR を算定するにあたって以下のようないくつかの仮定を設け、試算を行うことにした。

まず第1のデータ制約に関しては、再生産年齢の各年齢階級に属する女子一人当りの出生率の合計値を求め、それを5倍することでTFRの近似値を算定することにした。第2に、日本人を配偶者に持つ外国籍の母親については、「人口動態統計」が与える両親とも外国籍の場合の出生者の母親の年齢階級と等しい分布をするものと仮定した。第3の点についても第2の場合と同様、「人口動態統計」による年齢階級と等しい分布をしているものと仮定した。なお、出生者の母親の年齢階級分布を算定するに当たっては、より安定的な分布の形状を得るために、1995年を中心とした前後5年分のデータを用いることにした。なお、ここでは、報告書に収録されたケースといわゆる遅滞届出との間に年齢分布に差がないということも同時に前提されている。第4については、1995～97年の各年にそれぞれ1件ずつ14歳以下の母親からの出生が記録されているが、93、94の両年についてその件数を特定できないため、便宜的にそれらについては15～19歳における出生数として扱うことにした。最後に、母親の年齢不詳なケースについては、それぞれの該当する国籍における総数からこれらの件数を除外することで年齢構成分布を算出した。

3.2 TFRの算出

表7は、TFRを算出する際の出生数に関する基本データを与える母親の国籍別・年齢階級別の出生数を1995年について見たものである。

表7 母の平均年齢;母の国籍・母の年齢(5歳階級)別出生数

	(1995年)									
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
15-19歳	211	19	8	15	4	1	1	119	18	26
20-24歳	1,717	331	273	162	105	0	15	465	159	207
25-29歳	3,913	1,625	726	265	137	17	48	516	199	380
30-34歳	3,260	1,464	751	130	68	30	80	342	129	266
35-39歳	1,113	462	295	37	23	12	49	98	42	95
40-44歳	141	59	33	3	4	1	8	11	7	15
45-49歳	7	3	1	0	0	0	0	2	0	1
計	10,362	3,963	2,087	612	341	61	201	1,553	554	990
平均年齢	29.2	30.2	30.1	27.6	27.6	32.2	31.8	27.0	27.9	28.7

厚生省「人口動態統計」(平成7年版)より作成。

(注)「中国」における15歳未満の出生ケース1を含む

「その他の外国」における「不詳」ケース1を総数から除外した。

上にもすでに指摘したように、この結果表には、日本人を配偶者に持つ外国籍の母親による出生、さらには遅滞届出分の出生状況についてのデータが含まれていない。そこで、本稿では、これらが外国籍保有者を配偶者に持つ母親からの出生と年齢階級面で国籍別に同じ分布をするとみなすことでこれらについての年齢分布の推計を行った。表7からも分かるように、単年度のデータでは年齢階級によっては出生の発現数が限られていることから、その安定的な分

布を推計するにはやや難点がある。そこでここでは、1993年から97年の5年分のデータをプールし、これを求めることにした。表8は、このようにして求めた母親の国籍年齢階級別出生割合を示したものである。

表8 年齢別出生割合

	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
15-19歳	2.3	0.6	0.4	2.8	1.6	1.0	1.2	8.5	3.4	2.3
20-24歳	16.6	8.3	15.0	24.3	27.0	1.8	6.1	30.7	23.3	20.4
25-29歳	37.8	42.1	34.6	44.5	39.9	27.2	25.1	31.9	36.1	37.2
30-34歳	31.3	36.2	35.8	22.0	23.2	52.1	40.8	20.9	26.2	28.5
35-39歳	10.4	11.4	12.4	5.6	7.3	15.4	21.7	6.8	9.0	10.0
40-44歳	1.5	1.4	1.8	0.8	0.8	2.4	4.9	1.1	1.8	1.5
45-49歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

厚生省「人口動態統計」(平成5年～9年版)から算出。
(注)「15-19歳」は15歳未満の母親による出生を含む。

日本人を配偶者に持つ外国籍の母親並びに遅滞届出された日本における外国人の出生に関わる母親の年齢分布が表7が与える年齢階級に従って各国籍別に分布していると仮定した時、母親の年齢階級別の出生数の推計値は、表8の各係数で表1の最右列並びに表2の合計欄の数値を按分することによって求めることができる。1995年についてそれを示したのが、次の表9である。

表9 日本人を配偶者に持つ母親並びに遅滞届出の母親の年齢別出生数推計値

(1995年)

	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
15-19歳	317.998	21.330	9.060	160.188	15.536	0.559	2.160	34.935	4.148	12.535
20-24歳	2295.116	295.065	339.750	1390.203	262.170	1.007	10.980	126.177	28.426	111.180
25-29歳	5226.228	1496.655	783.690	2545.845	387.429	15.217	45.180	131.109	44.042	202.740
30-34歳	4327.538	1286.910	810.870	1258.620	225.272	29.147	73.440	85.899	31.964	155.325
35-39歳	1437.904	405.270	280.860	320.376	70.883	8.616	39.060	27.948	10.980	54.500
40-44歳	207.390	49.770	40.770	45.768	7.768	1.343	8.820	4.521	2.196	8.175
45-49歳	13.826	3.555	2.265	5.721	1.942	0.000	0.360	0.411	0.244	0.545
日本人の父親	13,371	3,519	2,244	5,488	851	55	178	406	105	525
遅滞届出	455	36	21	233	120	1	2	5	17	20
計	13,826	3,555	2,265	5,721	971	56	180	411	122	545

(注)「15-19歳」は15歳未満の母親による出生を含む。

このようにして推計した日本人を配偶者に持つ外国籍の母親並びに遅滞届出による出生データについての母親の年齢階級別の出生数に表7の1995年分の公表データを加算することで、外国籍母親の国籍別・年齢階級別の出生数の推計値が得られる。表10は、これらによ

て得られた結果をまとめたものである。

表10 外国籍の母親の年齢別出生数の推計

(1995年)

	総数	韓国・ 朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジ ル	ペルー	その他 の外国
15-19歳	528.998	40.330	17.060	175.188	19.536	1.559	3.160	153.935	22.148	38.535
20-24歳	4012.116	626.065	612.750	1552.203	367.170	1.007	25.980	591.177	187.426	318.180
25-29歳	9139.228	3121.655	1509.690	2810.845	524.429	32.217	93.180	647.109	243.042	582.740
30-34歳	7587.538	2750.910	1561.870	1388.620	293.272	59.147	153.440	427.899	160.964	421.325
35-39歳	2550.904	867.270	575.860	357.376	93.883	20.616	88.060	125.948	52.980	149.500
40-44歳	348.390	108.770	73.770	48.768	11.768	2.343	16.820	15.521	9.196	23.175
45-49歳	20.826	6.555	3.265	5.721	1.942	0.000	0.360	2.411	0.244	1.545
計	24,188	7,518	4,352	6,333	1,312	117	381	1,964	676	1,535

(注)「15-19歳」は15歳未満の母親による出生を含む。

このようにして得られた母親の国籍別・年齢階級別の出生数の推計値を用いて以下に TFR の算出を行うが、その際に、わが国における外国籍の女子の再生産年齢人口について国籍別の年齢階級別データが必要となる。表 5 で 1995 年の国籍別総出生率を算定した際には、統計の把握精度に配慮して、タイについては「国勢調査」のデータを、またそれ以外の各国籍については「外国人登録統計」が与える女子再生産年齢人口をそれぞれ用いた。これらの統計では、幸い年齢 5 歳階級別の計数も提供されている。そこで今回は、これらを用いて TFR の算定を行うことにした。表 11 は、その試算結果を示したものである。

表11 国籍別・年齢階級別女子再生産年齢人口

(1995年)

	総数	韓国・ 朝鮮	中国	フィリ ピン	タイ	英国	米国	ブラジ ル	ペルー	その他 の外国
15-19歳	36,318	22,204	3,784	871	208	157	620	5,940	620	1,952
20-24歳	78,265	29,999	13,276	8,458	1,916	892	1,989	13,828	2,200	6,251
25-29歳	111,783	31,072	22,571	25,973	3,820	1,002	2,478	13,899	3,297	8,331
30-34歳	96,868	31,162	24,140	15,877	3,287	784	2,047	10,439	2,627	6,671
35-39歳	68,853	30,597	15,183	6,202	1,956	531	1,772	6,637	1,692	4,364
40-44歳	53,602	29,847	10,051	1,956	839	395	1,573	5,162	1,004	2,775
45-49歳	42,302	28,053	5,166	727	384	252	1,186	4,354	606	1,637
総計	487,991	202,934	94,171	60,064	12,410	4,013	11,665	60,259	12,045	31,981

(注)タイについては「平成7年国勢調査報告」第2巻、他の国籍並びに総数については法務省「在留外国人統計」(平成8年版)より作成。

(注)「15-19歳」は15歳未満の母親による出生を含む。

表 10 の各セルの数値を同じく表 11 の該当個所の数値で除することでそれぞれの年齢階級に属する女子一人当たりの出生率 $f(x)$ が求められる。表 12 の各階級に対応する算出結果がこれを示したものである。

表12 国籍別合計特殊出生率(TFR)の計算

	(1995年)									
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他の外国
15-19歳	0.01457	0.00182	0.00451	0.20113	0.09392	0.00993	0.00510	0.02591	0.03572	0.01974
20-24歳	0.05126	0.02087	0.04615	0.18352	0.19163	0.00113	0.01306	0.04275	0.08519	0.05090
25-29歳	0.08176	0.10047	0.06689	0.10822	0.13729	0.03215	0.03760	0.04656	0.07372	0.06995
30-34歳	0.07833	0.08828	0.06470	0.08746	0.08922	0.07544	0.07496	0.04099	0.06127	0.06316
35-39歳	0.03705	0.02834	0.03793	0.05762	0.04800	0.03882	0.04970	0.01898	0.03131	0.03426
40-44歳	0.00650	0.00364	0.00734	0.02493	0.01403	0.00593	0.01069	0.00301	0.00916	0.00835
45-49歳	0.00049	0.00023	0.00063	0.00787	0.00506	0.00000	0.00030	0.00055	0.00040	0.00094
計	0.26996	0.24365	0.22815	0.67076	0.57914	0.16341	0.19141	0.17875	0.29678	0.24730
TFR	1.3498	1.2183	1.1407	3.3538	2.8957	0.8171	0.9571	0.8938	1.4839	1.2365

(注)「15-19歳」は15歳未満の母親による出生を含む。

これらの数値が年齢階級内の各歳についての出生率の平均値を与えることから、母親の国籍別の TFR は、表 12 の各列和をそれぞれ 5 倍した最下欄のように与えられる。これらの数値は、1995 年のデータに基づき、わが国における外国籍の女子が一人当たり平均して何人の子供を産むかについての算出結果を示したものである。

表12で得られた各国籍別の女性の TFR をまず表6の GFR の大きさに見られるパターンと比較してみよう。フィリピンとタイについての TFR が他の諸国籍におけるそれからかなりかけ離れた高位グループを、またブラジル、英国それに米国においてはこれとは逆に低位グループを、さらにペルーと中国がその他の外国籍とともにその中間的グループを形成している点では、先に見た GFR の計数と比較的類似した結果を示しているように思われる。一方、GFR と TFR とで国籍別の分布について若干異なった結果を示している点も認められる。すなわち、韓国・朝鮮は GFR では中位と低位の2つのグループの間に中間的な位置にあったが、TFR の試算結果によると完全に中位グループに吸収されている。これによって、本稿で取り上げたわが国における外国籍女性の出生率を TFR によって評価してみると、(1)高位の出生率グループ(フィリピン、タイ)、(2)中位の出生率グループ(ペルー、その他の外国、韓国・朝鮮、中国)そして(3)低位グループ(米国、ブラジル、英国)という3つのグループに区別できることが分かる。

そこで次に、表12に示された TFR を日本における日本人さらにはそれぞれの本国における TFR の水準と比較してみよう。表 13 は、今回の試算結果を 1995 年あるいはそれに最も近い年次についての該当する諸国での TFR と比較したものである。

表13 合計特殊出生率(TFR)の各国比較

	合計特殊出生率(TFR)		対象年
	今回の試算結果	本国のTFR	
大韓民国	1.22	2.1	1993年
朝鮮民主主義人民共和国		1.7	1995年
中国	1.14	1.8	
フィリピン	3.35	3.6	1991年
タイ	2.90	1.7	1994年
英国	0.82	1.7	1996年
米国	0.96	2.0	1995年
ブラジル	0.89	2.3	1994年
ペルー	1.48	3.0	
日本		1.42	1995年

(注)「中国」には「台湾」、「香港」を含まない。

UN Statistical Yearbook 1997 Vol.44、厚生省「人口動態統計」(平成9年)より作成。

この比較表から国籍別の TFR について次のようないくつかの点を指摘することができる。まず、日本人の 1995 年時点における TFR が 1.42 であることから、わが国における外国籍女性の平均的な TFR (=1.35) が日本人のそれとほぼ等しいことが分かる。また、それぞれの本国における TFR と今回の算出結果を比べてみると、タイを唯一の例外として、その他の全ての国籍において本国における TFR の方が高くなっている。特に、ペルー、ブラジルそれに米国籍女性については 1 ポイント以上の乖離となっており、英国や大韓民国それに中国についても 0.7 ポイント以上の差が認められる。表 13 の TFR についていえば、フィリピンとペルーが高位グループ、朝鮮民主主義人民共和国、タイそれに英国が日本も含め低位グループを形成しており、大韓民国、米国それにブラジルが中位グループと今回の算出結果に従った区分とかなり異なっていることがわかる。

むすびにかえて

本稿では、わが国における外国籍女性の出生率について、GFR と TFR を算出し、出生率の国籍別比較を行った。本文での考察結果、さらには今回 GFR や TFR 算出の際に明らかになった現行統計の課題などについて若干の指摘を行うことにより本稿でのむすびにかえたい。

まず今回行った試算結果について、次の3つの点を指摘しておこう。

まず第 1 は、国籍間の出生率に見られる差異についてである。今回、取り上げた各国籍の TFR にかなりの差が見られた。これについては各国を高位、中位、低位の3つのグループに分類した。なお、1990 年代の初頭にヨーロッパ各国における移民の出生率に関する比較を行った OECD の調査[OECD,1991]は、移民の民族別の出生率について、受入国が同じであって

も民族が異なれば出生率が異なること、逆に同じ民族であっても受入国の違いによって出生率が異なるという分析結果を提供している。本稿における国籍別の TFR の試算も、日本という受入国において国籍によって女性の出生率が異なることを示している。

第2に、今回、1995 年の出生さらには女子再生産年齢人口から外国籍女性全体について 1.35 という TFR が得られた。これは同年について日本における日本人の TFR として「人口動態統計」が与える 1.42 よりも 0.07 ポイントほど低いものの、両者はほぼ似たような水準にあるといえる。この限りでは、この算定数値は、人口問題研究所が将来人口推計において日本人と外国籍女性を区別することなく一本化された出生率を仮定してそれぞれ高位、中位そして低位人口推計を行ったという算定プロセスを結果的に支持している。ただし、これについては、今後も引き続き両者を同一視することで人口推計への出生の影響を評価しつづけることができることを必ずしも意味しない。将来、外国籍女性における出生率が変化し、あるいは再生産年齢にある外国籍女性そのものの構成が変化する場合には、日本人と外国籍女性との間の TFR に今回得られた以上の差が生まれる可能性もある。

第3に、各国籍別にそれぞれ本国における TFR との比較から、タイを除くいずれの国籍についてもわが国における外国籍女性の TFR が本国でのそれよりも低いという算定結果が今回得られた。またそれぞれの国籍別に両者を比較してみると、フィリピンのように殆ど差がみられないものもあれば、ブラジルやペルーのように 1.5 ポイント前後という大きな差が見られるものもある。ちなみに、上に紹介した OECD の調査 [OECD, 1991, p.34] では、移民女性と移民受入国における native の出生率について、前者が後者を上回るという今回の試算とは逆の結果が示されている。この点については、ヨーロッパ諸国とわが国とで主たる送出国に違いがあり、また家族呼び寄せなどいわゆるニューカマーにおける家族統合度の違い、さらにはブラジル、ペルー国籍保有者が日系人あるいはその家族であるという特殊事情も今回の分析結果との違いに部分的に関係しているように思われる。とはいえ、1995年という単一年次データで出生の総件数も 24,188 と限られており、しかもいくつかの大胆な仮定の下に試算したものであるだけに、ここではこれ以上の断定的な指摘は差し控えたい。

ところで、タイについては唯一本国における TFR (=1.7) とわが国における当該国籍保有の女性の TFR (=2.9) とが逆転している。タイについてはかなりの規模の非登録者がわが国に現在在留していると見られており、国勢調査による人口把握数の方が登録数に比べ相対的に上回っている。このことは、非登録者の一部が国勢調査によって把握されたことによるものと思われる。とはいえ、国勢調査そのものが超過滞在者（いわゆるオーバーステイ）あるいは資格外活動中の者にとって忌避の対象となりえることから、今回採用した国勢調査による再生産年齢人口についても少なからず過少評価が存在し、このことがわが国におけるタイ国籍の女性における TFR を本国におけるそれからかなりかけ離れたものにしたものと推察される。

本文でもすでに指摘したように、本稿では利用可能なデータの制約から、TFR の試算に際して日本人を配偶者に持つ外国籍女性並びに遅滞届出者における年齢(階級)別出生数の分

布が両親とも外国籍保有者に関わる母親の年齢分布と等しいといったいくつかの仮定を設定せざるをえなかった。さいごに、わが国における外国人に関する今後のデータ整備の方向についていくつかの追加的な指摘を行っておきたい。

第 1 は、遅滞届出の取扱についてである。「人口動態統計」については、当該年のデータの取り纏め期限内に報告されたものについてのみ集計され、確定値として公表される。いわゆる遅滞届出については後年次の結果報告に別表の形で単純集計値が掲載されるだけで、事後的な遡及集計は一切行われていない。このため、遅滞届出の受付後に作成される時系列データについても、確定値ベースでの結果表が作成、公表されている。わが国における外国籍女性の出生に関して特に留意を要するのは、韓国・朝鮮に次いで出生数の多いフィリピンあるいはタイについて、遅滞届出が極めて多い点である。両親とも外国籍における出生の場合、これらいずれの国籍についても、確定値として集計されている件数の 2 倍以上が遅滞届出となっている。

遅滞届出のケースについては、公表データとしては出生した子供の国籍と性別に関するデータが提供されているだけで、両親の国籍あるいは母親の年齢階級についての情報はこれからは得ることができない。今回の試算にあたって、両親を子供と同じ国籍とし、また年齢についても上記のような仮定を設けたのはそのためである。この点で、保管統計表のような形ででもこういった遅滞届出についての必要な追加情報が提供されることになれば、出生数についてより現実に近いデータが利用可能になる。

第 2 は、日本人を配偶者に持つ外国籍女性における出生データに関するものである。これについては、わが国の「国籍法」の改正もあり、出生した子供が日本籍あるいは外国籍のいずれであるかは判別できない。また、母親の年齢に関する情報もこれからは得ることができない。これについても、母親の国籍別年齢階級別データが提供されれば、今回仮定した部分の大半については現実のデータによって TFR の算定が可能になる。

ところで、上に紹介した OECD の調査は、受入国での移民の滞在期間の出生率に対する影響についても調査しており、滞在が長期化するほどまた世代を経るにつれて移民女性の出生率が次第に native における出生率に近づくといったようなことを実証している。〔OECD, 1991,p.39〕。ニューカマーと次世代の女子の間、またニューカマー同士でもその滞在期間によって国籍別の出生率にどのような異同が見られるかといったようなことも、数十年のタイムスパンで算定される長期人口推計の際には考慮すべき要素となる。その場合、出生者の母親についての受入国での滞在期間さらには受入国での出生といった情報も求められることになろう。また、将来的には両親の国籍の組み合わせが出生率にどのように作用するかといった検討課題となりうる。この場合、TFR 算定に必要な母集団情報としての国籍別の世帯(妻の年齢階級別)に関するデータが必要になる。

冒頭にも述べたように、わが国は戦後のいわゆるニューカマーの受入国としてはまだ歴史も浅く、政府がこれまでとってきた外国人労働力の輸入についての制限的政策もあり、在留する外

国人の人口規模は決して大きくない。その意味では、今回の国籍別の出生率に関する試算も、安定的な結果を提供できるだけの母集団が必ずしも十分に成立しているとはいえない。とはいえ、わが国における高齢化の進展、さらにはわが国における外国人の今後の動向を見据えるとき、このような試みは少なからず現実的な意味を持ってくるように思われる。

[注]

(1) わが国における外国人の人口動態に関する研究は、これまで必ずしも多くない。ここでは、差し当たり、次の諸研究を挙げておく。

石井保範「日本における外国人の人口動態」『厚生指標』28(15)1981年 29～39頁、金潤信「在日外国人の死亡に関する考察」『日本公衆衛生雑誌』日本公衆衛生学会 29(2)1982年2月 83～87頁、巖 善二(他)「在日外国人と日本人の死亡状況の比較研究—平均余命、乳児死亡率、死産率についての考察—」『日本公衆衛生雑誌』日本公衆衛生学会 35(1)1988年1月 4～10頁、田中千代子「在日外国人の死亡の動向」『厚生指標』35(6)1988年6月 45～50頁、森 博美「わが国における外国人の死亡特性」平成9年度厚生科学研究費(統計情報高度利用総合研究事業)「職業・産業別人口動態マイクロデータによる死因の社会・経済的要因についての統計的国際比較分析」研究資料No.1 1997年12月1～69頁、森 博美「日本における外国人の死因別死亡率の推計」『厚生省科学研究費結果報告書』1999年 69～85頁、国際人流編集局「外国人を親に持つ新生児出生状況—日本全国と東京都区部にみる—」『国際人流』2000年2月 46～49頁

(2) 「国籍法」改正の新生児の国籍取得に及ぼした影響の評価については、石田登喜枝「新生児の国籍—国籍法改正による外国人の変動を主に—」『厚生指標』36(1) 32～37頁を参照。

[参考文献]

国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計) 1997年
三好博昭 「移民受入による我が国人口構造の変化」『国際公共政策研究』大阪大学第3巻
第2号 1999年